

Ibusuki's Presentation

- ① スパイ・ウェア規制
- ② 司法・立法のIT化

ユビキタスネット社会の制度問題検討会

第1回

2006年2月21日

指宿信 立命館大学

① スパイウェアについて

- PC利用者が気がつかないように趣味や嗜好・個人情報収集して、ネットの特定の場所へ送るプログラムの総称。
- スパイウェアはフリーウェアやアドウェア(企業の広告を表示するかわりに無料で使えるようにするツール)・シェアウェアなどに、多く含まれているとされている

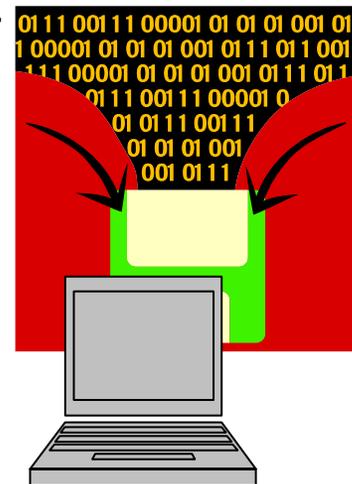
① ダウンロードに添付



② データの収集



③ データの送信



スパイウェアによる不正送金被害が拡大、みずほ銀行やジャパンネット銀行でも

イーバンク銀行だけでなく、みずほ銀行やジャパンネット銀行でも、顧客PCがスパイウェアに感染し、パスワードなどを盗み取られて不正送金の被害に遭う被害が生じている。

オンラインバンクを利用している顧客のPCがスパイウェア(キーロガー)に感染し、パスワードなどを盗み取られて不正送金の被害に遭う被害が、イーバンク銀行だけでなく、みずほ銀行やジャパンネット銀行でも出ていることが明らかになった。

かつて、インターネットカフェにキーロガーを仕込んで情報を盗み取り、不正送金を行うという手口が報じられた。これに対し今回の事件では、ユーザーに知られぬようPCに感染し、IDやパスワードといった重要なデータを盗み取るスパイウェアによるものと見られる。

ジャパンネット銀行によると、少なくとも「数名」の顧客が身に覚えのない振込出金により被害に遭っているという。一連の事件を踏まえて警視庁では捜査に着手している。

みずほ銀行やジャパンネット銀行では、「不審なソフトを安易にダウンロードしたり、心当たりのないメールおよび添付ファイルを安易に開かない」「ウイルス対策ソフトを利用する」といった手段によりスパイウェアに備えるよう呼びかけるとともに、口座取引明細を確認し、見覚えのない取引が発見された場合は銀行に連絡するよう勧めている。

●不正振り込みによる被害と各銀行の対策

銀行	イーバンク銀行	ジャパンネット銀行	みずほ銀行
被害件数	1件	6件	2件
被害金額	13万円	379万6000円	約550万円
対策	個人ユーザーに上限300万円の保険を適用。本人以外のアクセスを制限する「IP制限サービス」の利用を呼びかけている。暗号表で暗証番号を毎回異なる英字に変換し情報流出を防ぐ仕組みも導入	携帯電話による振り込みロック・解除機能を併用するよう呼びかけ。全ユーザーに上限300万円の保険を導入。ワンタイムパスワードやICカード認証による安全性を強化したサービスを検討中	全ユーザーに上限50万円(マイレージサービス利用者は上限100万円)の「みずほダイレクト保険」を適用。IDやパスワードを入力する際にソフトキーボードを使い、情報の漏えいを防止する

▲7月に発生したネットバンキングの不正な振り込みによる被害は、3行で9件、合計約940万円にも達した。各銀行では、不正な取引に対してさまざまな対策を打ち出している。また、不正送金の被害に備えて保険を導入するところも多い

スパイウェアの警告例①



三井住友銀行 SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

▶ [サイトマップ](#)

検索

個人のお客さま

法人のお客さま

三井住友銀行について

ニュースリリース

採用情報

[SMBCトップ](#) > [金融犯罪被害に遭わないために](#) > [スパイウェアにご注意ください](#)

金融犯罪被害に遭わないために

スパイウェアにご注意ください

■このような犯罪が発生しています

- 最近、スパイウェア(※1)等を使って、お客さまのパソコンからパスワード等を不正に取得し、振込出金するという悪質な事件が発生しております。

■被害に遭わないためには

- こうしたスパイウェアの侵入を防ぐためにも、みだりにフリーソフトをダウンロードしたり、心当たりのない発信元からのメールを不用意に開いたり、不審なWebサイトへアクセスしたりしないよう、ご注意ください。
- OSやブラウザには、適宜、最新の修正プログラムを適用してください。
- スパイウェア対応のアンチウイルスソフトをご利用いただくこともお勧めいたします。
- 図書館やインターネットカフェ等の不特定多数の人が触れる機会のある場所に設置されているパソコンを使ってのお取引は、差し控えて頂くことをお勧めいたします。

なお、弊行のインターネットバンキング(個人・法人のお客さま向け)では、他の口座へ振り込む場合、固定化していない第二暗証(※2)や電子証明書(※3)を必要とするなど、悪質な第三者が振込出金を容易に行うことができないような工夫しております。

万一、不審な取引等をご確認された場合は、各サービスのサポートセンターまたはお取引店にご連絡を頂くと共に最寄の警察署にもご相談頂くようお願い致します。

スパイウェアの警告例②



東京三菱銀行

[ホーム](#) | [サイトマップ](#) | [Q&A](#) | [English](#)

三菱東京フィナンシャル・グループ

MTFG

その他のお知らせ

▶ ATM・店舗のご案内

▶ 手数料のご案内

▶ 金利・外国為替

▶ 経済・産業レポートと
マーケット情報

その他のお知らせ

[←1つ前に戻る](#)

「スパイウェア」にご注意ください

スパイウェア^(*)などを使って、お客さまのパソコンからインターネットバンキングのパスワードなどを不正に取得し、お客さまの預金口座から心当たりのない振り込みがされるという悪質な事件が発生しています。

こうしたスパイウェアの侵入を防ぐため、心当たりの無いEメールやファイルを不用意に開いたり、安易にフリーソフトをダウンロードしたり、不審なWebサイトへアクセスしたりしないよう、ご注意ください。

(見知らぬソフトウェアをインストールしてしまったなど、スパイウェアに感染した疑いのあるパソコンを使って東京三菱ダイレクトを利用することはお避けください。)

なお、東京三菱ダイレクトでは、インターネットバンキングにログインする場合、都度異なる確認番号^(**)の入力も必要としており、第三者が容易に使用できないセキュリティも施しております。

- 東京三菱ダイレクトのインターネットバンキングでは、ログイン時に前回のログイン時刻が表示されます。不審なログイン時刻表示が無いか、都度ご確認くださいことをお勧めします。
- セキュリティ対策ソフト(スパイウェア対応のもの)のご利用をお勧めします。
- インターネットカフェなど、不特定多数の方が操作できる場所に設置されているパソコンを使っての東京三菱ダイレクトのご利用は、控えていただくことをお勧めいたします。
- ご契約者カードの管理には十分ご注意ください。

万一、不審な取引などをご確認された場合は、下記東京三菱ダイレクトご案内ダイヤルへご連絡をいただくとともに、最寄りの警察署にもご相談いただくようお願いいたします。

(*)本人に気づかれずに、インターネット経由でパソコンの情報を外部から盗み出すソフト。電子メールなどの形でパソコンに侵入し、パスワードなどの個人情報を第三者に転送してしまうプログラム。無料で入手できる画像や楽曲のフリーソフトをダウンロードする際にインストールされる場合があるもの。なお、ウイルスのような感染力、自己増殖力は無く、基本的に他人に

スパイウェア規制の問題点

- ①定義の困難さ → アドウェアやオンライン自動サポート機能などとの峻別
- ②探知の困難さ → 探知ソフトの普及
- ③規制の困難さ → 既存法規の適用範囲との切り分けが不明確 = プライバシー保護規定、傍受禁止規定、ウィルス処罰規定などとの交錯

最近の表現例 = Spy Ware → Deceptive Ware (偽装プログラム)

米国における規制動向

- Securely Protect Yourself Against Cyber Trespass Act (SPY ACT) (2004 H.R. 2929)
- The Internet Spyware (I-SPY) Prevention Act (2004 H.R. 4661)
- Computer Software Privacy and Control Act (2004 H.R.4255)
- 各州の立法(2005年末の段階で全米12州で導入済み、28州で検討中。)

連邦における規制動向(2005)①

- Safeguard Against Privacy Invasions Act (2005 H.R. 29)
- ユーザーの承諾のない一定のプログラムを禁止。
- 告知と同意と、特定の情報を収集したり、広告をおこなうプログラムのアンインストールを義務づけ。
- FTCが施行詳細を規定する。現在施行中の州法規制を優越させる。

連邦における規制動向(2005)②

- Internet Spyware (I-SPY) Prevention Act (2005 H.R. 744)
- 1)他の連邦犯罪の目的で、2)個人情報を獲得あるいは転送させる目的で、3)コンピュータのセキュリティを故意に減殺させる目的で、
- 特定のソフトウェアをコンピュータ内にコピーさせることによって、承諾なく、あるいは承諾の範囲を越えて、コンピュータにアクセスすることに刑事罰を与える。

連邦における規制動向(2005)③

- SPY BLOCK (Software Principles Yielding Better Levels of Consumer Knowledge) Act (2005 S.687)
- 承諾の機会を与えず、あるいは承諾なく、ソフトウェアをユーザーのコンピュータにインストールすることを禁止
- インストールするために、ユーザーが誤るよう誘引することを禁止
- わかりやすいアン・インストール用の手続を含んだプログラムを義務づけ
- (インストールされた時点で開示されず、認証されていないような方法により)秘密のうちに情報を収集することを禁止
- 広告をおこなうアド・ウェアについて表示を義務づけ
- 対スパイウェアのための「セーフ・ハーバー」設置
- 既存の州法による規制を優越

② 司法・立法のIT化

IT過疎の司法

- ①裁判官は裁判所でネットにアクセスできない
- ②裁判官、書記官は業務でメールを使えない
- ③ホームページのない弁護士事務所・・・アクセス困難
- ④市民はネットで法律サービスの情報を得られない・・・「法テラス」はウェブを用意するのだろうか？・・・
情報不足、アクセス困難
- ⑤判決情報を扱う出版会社、データベース会社は、紙媒体からデジタル化・・・コストの多重重複
- ⑥裁判所ウェブには限られた判決情報しか存在しない・・・情報過疎

IT非効率の立法

- ①法令情報の電子化は進展
- ②電子化されても、改正情報は不透明(一部改正方式のため)
- ③行政(立案作業)→国会(審議、修正、可決)→公布(官報)→編集(一部改正を元法に織り込み)の作業がばらばらのセクターで、コストをそれぞれかけて実施
- ④改正法の作成は未だに手作業
- ⑤法令の原本に関する法律がない
- ⑥電子化の費用も過程もアクターも多種多様

具体的方向性をめぐって

- 司法制度改革と先端テクノロジー研究会(2003年3月スタート)
- 提言「司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言」(2004年2月) <http://www.legaltech.jp/teigen200402.pdf>
- 特集「情報技術と司法制度改革」法律時報2004年3月号
- 特集「新しい正義の仕組みと先端テクノロジー」自由と正義2004年10月号
- 特集「法情報へのアクセス拠点としての図書館」現代の図書館42巻4号(2004年12月)

- 拙稿「司法へのアクセスと情報技術: 英領ジャージーを手がかりとして」判例タイムズ1179号124頁(2005)
- 拙稿「ITによる法案作成・法編纂の支援: タスマニア州の挑戦」法律のひろば2002年12月号